

J-クレジット制度文書の改定案に対する意見の募集についてのパブリックコメント募集結果

令和6年12月

番号	該当箇所	意見内容	回答
1	その他	「意見提出が30日未満の場合その理由」は何か？	本件は任意の意見募集になりますので、2週間の期間の設定をさせていただきます。
2	F0-001 森林経営活動	<p>・最終的に帳尻が合うとはいえ、過大にクレジットが発行されることが心配です。時間はかかってしまうかもしれませんが、J-クレジット事務局側であらかじめ補填分を回収してからプロジェクト実施者にクレジットを渡せないものなのか。</p> <p>・補填について、他者から購入した森林クレジットを利用することも可能とありますが、森林J-VERの利用も許してしまうとクレジットの創出年度のロンダリングにつながるので、森林J-クレジットに限定したほうが良いと思います。</p>	<p>現行のF0-001（森林経営活動方法論）において、主伐による排出量と再造林による吸収量の算定では、プロジェクト実施地で特定された地位について、排出量が高い地位を適用する一方、吸収量は低い地位を適用することや、再造林による吸収量は、法令で定める主伐の下限林齢に達した時点での幹材積とし、主伐による排出量と同量を上限とするなど、保守的に算定を行う仕組みとなっています。今般の改定案においても、これら算定を行う仕組みは変わらないことから、クレジットが過大に発行されるおそれはないと考えています。このため、主伐に伴う排出量から、主伐地に再造林した林分の標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量及び当該主伐に由来する材から作られた木材製品の永続的な利用に伴う吸収量を控除した「実質的な排出量」に相当するクレジットの補填について、プロジェクト実施者がクレジット発行後に行うことは、一定の合理性を有していると考えています。</p> <p>また、補填の方法としては、他者から購入した森林クレジットによる補填も可能としておりますが、方法論において、「実質的な排出量と同量のJ-クレジットを、プロジェクト実施者（プロジェクト実施者が複数存在する場合は、その代表者）は、本付記4-4）に定める方法により補填しなければならない。」と定めており（改訂案方法論F0-001（Ver. 6.0）森林経営活動 24ページ）、J-VERによる補填は認めておりません。</p>
3	F0-001 森林経営活動	改定案概要資料2ページの改定の要点の（2）の、「主伐後再造林」ルールの改定は、本来の森林保全を目的としたJクレジット制度としての項目であるが、このような根幹にかかわるようなルール改正が短期間でなされることを容認することは、今後の制度改正を安易にすることになり、複数年先をみた将来的な森林事業を考えるにあたり大きな支障になる可能性があり、更には新しい制度への参加意欲を割くものとなりえると思います。ルールに関する調整は必要でも目的を損なうような要素をもつ変更は避けるべきです。	<p>今回の改正は、J-クレジットの審査機関の認定を行う公益財団法人日本適合性認定協会より、ISO準拠の観点から、現行の「主伐後再造林」ルールの下では審査機関が検証を行うことができない旨の申入れがあり、現行ルールで登録を行った合計24のプロジェクトの検証プロセスが事実上、進まない状況にあることから、プロジェクト実施者への影響を軽減するため、所要の手続きを経ながら、できる限り速やかな対応を行っているものです。</p> <p>なお、ルール改正にあたっては、本制度への参加意欲を損なわないよう、丁寧に対応してまいります。</p>
4	F0-001 森林経営活動	I) 方法論 F0-001（森林経営活動）Ver. 6.0（案）に関して、7.付記4)4-1)に、第36回運営委員会資料 p. 60の表の上段右側()内の追記内容（ただし、適用条件1後段の規定に基づき…）が記載されております。制度内容の明確化のためにも、当該記載は方法論に反映していただいた方が良いものと考えられます。	御指摘の内容を追記いたします。

J-クレジット制度文書の改定案に対する意見の募集についてのパブリックコメント募集結果

令和6年12月

番号	該当箇所	意見内容	回答
5	F0-001 森林経営活動	<p>I) 方法論 F0-001 (森林経営活動) Ver. 6.0 (案) 7. 附記4-1) プロジェクト登録申請時の義務への「不同意がないことを確認しなければならない」の追加に関して、捉え方によってプロジェクト実施者の義務が変わる文章となっているため、どのような状態なら不同意がないと見做すことができるのか、具体例を示していただけると嬉しいです。</p> <p>例えば、プロジェクト実施者の義務として以下のような選択肢があるものと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明の場で反対意見が出なかった場合に、その議事録を以て不同意がないことを示すことができるのか ・説明後十分な期間(数か月等)経っても反対意見が出なければその事実を以て不同意がないと見做せるのか ・説明の際に不同意がないことを意思表示する文書への各種権利保有者の署名が必要なのか 	<p>お尋ねの例示のうち上段2つの方法は、いずれも不同意がないことを確認したとみなせると考えております。他方、不同意がないことを意思表示する署名を必須とすることまでは想定しておりません。</p> <p>なお、御指摘の該当箇所プロジェクト実施者の義務とする内容は、吸収効果の持続性が担保される必要性を各種権利保有者に理解してもらうことにあり、その趣旨は従前と変わっておりません。</p>
6	F0-001 森林経営活動	<p>ISOに基づいた検証を審査機関が行えないとして、公益財団法人日本適合性認定協会より改定申し入れがあったことは、制度の根幹にかかわり、慎重な対応が必要と考えます。国際社会における森林吸収系カーボンクレジットの認証プロセスから逸脱して、日本独自の(ガラバゴスな)手法を取ると、結果的に国際社会で認められないJ-クレジットとなってしまうかねないと危惧します。パリ協定6条のクレジットによる国連公認を得る、CORSlA適格を得るなどを、将来限りなく実行可能な制度運用が必要不可欠と考えます。</p> <p>そのため、「再造林を行えば標準伐期齢等までの吸収量をクレジット化できる現行ルール」を廃止する点に賛成いたします。</p> <p>一方で、改定案になっている以下の点に関しては、国際社会の認証プロセスと逸脱するのであれば、反対いたします。</p> <p>「PJの登録区域から除外した場合、再造林後の標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量については、プロジェクト計画を登録する際の妥当性確認の結果を参考にプロジェクト実施者が算定し、実際に再造林が行われた後の第三者検証は行わない代わりに、制度管理者において吸収の実績が確保されていることを書類により確認し、再造林が不履行の場合には、主伐排出量相当のクレジットの補填を求める」</p> <p>この場合、単純に再造林は排出計上し、標準伐期齢等までの吸収量の認証を受ける制度は廃止、実質的に過去のデータ及び情報に関するステートメントのみ評価する運用に変える形になるかと推察いたします。</p> <p>結果的にJ-クレジットの国際的な評価、認証に繋がるのが不可欠で最優先と考えます。</p>	<p>改定案は、公益財団法人日本適合性認定協会によるISOへの適合性に係る申し入れを踏まえ、関係者間での調整及び運営委員会での審議を経て、クレジットの信頼性や中長期的な森林吸収量の確保の必要性等、様々な論点に対処したものとなっています。</p> <p>また、改定案は、再造林にインセンティブを与えるという「主伐後再造林」ルール導入の目的を維持しながら、プロジェクトの妥当性を確保できるものと考えております。</p>
7	F0-001 森林経営活動	<p>Jクレジット制度の市場拡大を目指す中で、市場参加者としては制度の安定性と予見性を期待致します。その為、既に承認されている主伐再造林ルールの改正や、今回の改正案に含まれている1年後の再見直し可能性は、同ルールを活用してクレジットを創出したプロジェクト実施者にとって将来的なクレジット返還の懸念、同様にJ-クレジット制度そのものへの懸念、を惹起する可能性が心配されます。</p> <p>したがって、同ルールは1年後に再見直しを行わず、今回の改正するルールを基に運用実績を積み上げていくことが重要だと考えております。</p> <p>また、もしも、仮に1年後にさらなるルール改正が行われる場合でも、海外排出権市場の方法論改正への対応も参考に、登録済みプロジェクトへの影響への避克的対応は避けていただきたいと考えます。</p>	<p>運用改善を目的とする柔軟な制度改定は必要と考えており、改定にあたっては、制度の信頼性や予見性、制度への参加意欲を損なわないよう、丁寧に対応してまいります。</p>

J-クレジット制度文書の改定案に対する意見の募集についてのパブリックコメント募集結果

令和6年12月

番号	該当箇所	意見内容	回答
8	F0-001 森林経営活動	<p>方法論F0-001（森林経営活動）改定案の主伐後再造林に関するルールについて、ISOに適合した改正となっていること、及び、現行ルールと比較してクレジットの創出量が同等程度になることから、改正案に賛成する。</p> <p>一方、運営委員会資料には運用実態を踏まえ、適用から1年を目途に改善を検討する旨が記載されているが、本ルールは、現在、実施可否を判断しようとしているプロジェクト実施者にとって大きな影響力を持っているため、早期にルールを確定する必要があると考える。また、軽微な改正であったとしても申請書類の様式が変わる度にプロジェクト実施者や審査機関の様式差し替えなどによる負担が生じる。制度利用によるクレジット創出にブレーキがかかることがないよう配慮していただきたい。</p>	<p>運用実態を踏まえたルールの改善の検討に当たっては、プロジェクト実施者を始めとする関係者への影響や負担ができる限り小さくなるよう十分留意し、制度の信頼性や予見性、制度への参加意欲を損なわないよう、丁寧に対応してまいります。</p>
9	F0-001 森林経営活動	<p>今回の制度改訂により総論としてプロジェクト登録時に「主伐時の炭素排出量を前借りすること」を含めることができなくなることは理解できるが、改定案概要資料に加えてさらに詳細な説明やフロー図による解説が実務において必要であり、今後の対応をお願いしたい。</p> <p>プロジェクト登録時に「炭素排出量の前借り」をしない前提であれば、必ずしも「主伐」を除外せず、「主伐」・「間伐」・「天然性林」などの組み合わせにより登録し、炭素排出量および吸収量のバランスを算定し、クレジット創出することは従来通り可能となるのか、説明をお願いしたい。</p> <p>一方でプロジェクト登録時に「主伐」を除外した場合、標準伐期齢の炭素吸収量との差異の補填はどの時点で、どこに反映することになるのか解説願いたい。プロジェクト登録フォーマット（現状Excel版）に反映されるように改訂も予定しているのかも教示いただきたい。</p> <p>なお、制度改訂によるJ-クレジット創出量への影響はほぼないと認識しており、森林所有者としてはクレジット創出可能量の減少を回避できたことで、創出に対するモチベーションを維持できると考える。</p>	<p>今回の改定内容の理解を助ける補足資料については、今後、作成し公開してまいります。</p> <p>主伐後に再造林を計画する林分をプロジェクト登録区域から除外するか否かは任意であり、主伐・再造林箇所をプロジェクト登録区域に含め、主伐時に排出量を計上し、再造林を行った林分の毎年の吸収量を計上していくことも可能です。ただし、この場合は、プロジェクト登録区域全体での吸収量が排出量を上回ることが前提となります。</p> <p>主伐に伴う排出量から、主伐地に再造林した林分の標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量及び当該主伐に由来する材から作られた木材製品の永続的な利用に伴う吸収量を控除した「実質的な排出量」に係る補填のプロセスとしては、第1に、再造林を行った年度の翌年度の6月30日までに伐採等届出の写しを制度管理者に提出していただきます。第2に、再造林を行った年度の認証申請が審議された翌年度の6月30日までにプロジェクト実施者が「実質的な排出量」を算定し、制度管理者に報告していただきます。第3に、制度管理者はその報告内容を確認後、プロジェクト実施者に補填の通知を行い、プロジェクト実施者は通知を受けて40営業日以内に補填を行うこととなります。プロジェクト登録申請書の様式も方法論の改定に併せて改定を予定しています。</p>
10	F0-001 森林経営活動	<ul style="list-style-type: none"> 方法論F0-001の主伐後再造林ルールについて、第36回J-クレジット制度運営委員会資料には、適用から1年を目途に所要の改善を検討するとある。既に発行されたクレジットに修正が求められる等、プロジェクト実施者にとって過大に負担となる改正となることのないようご配慮願いたい。 同方法論のルール変更による再妥当性審査について、プロジェクト実施者への費用負担が大きくなることのないよう運用についてご配慮願いたい。 主伐後再造林ルールについては、導入時に各所に調整済みのルールではないのか。今回のような変更を、今後何度も行うということがあるのであれば、制度としての安定性が問われるのではないかと。今後安定的に制度を運用していくために、対症的な運用ではなく、長期的視野における制度運用を行うよう、運用の在り方を見直していただければと思う。 	<p>1年後をめどに検討するルールの改善を行う場合には、プロジェクト実施者を始め関係者への影響と負担ができる限り小さくなるよう十分留意してまいります。</p> <p>再妥当性確認の手続は、検証と併せて行うことで、一定程度コスト削減が図られると考えています。</p> <p>主伐後に再造林を実施した場合に標準伐期齢等までの吸収量を認証できるルールは、J-クレジット制度運営委員会の下に設置された森林小委員会での検討、同運営委員会での審議、パブリック・コメント等の適切なプロセスを経て導入されたものです。</p> <p>制度の改定については、運用改善を目的とする柔軟なものは必要と考えております。改定にあたっては、制度の信頼性や予見性、制度への参加意欲を損なわないよう、丁寧に対応してまいります。</p>

J-クレジット制度文書の改定案に対する意見の募集についてのパブリックコメント募集結果

令和6年12月

番号	該当箇所	意見内容	回答
11	F0-001 森林経営活動	<p>方法論F0-001（森林経営活動）Ver. 6.0のP26に「7）既登録プロジェクトへの適用」として、「当該林分をプロジェクト計画の登録を行う森林から除外する計画変更を届け出することは可能である。」との記載が追加されましたが、この計画変更に伴う再妥当性確認の要否については、特段の記載追加等が無いものとなっています。</p> <p>仮に再妥当性確認を要する場合、審査費用が発生することが想定されますが、既登録プロジェクトについては、既に妥当性確認を受けているものであり、実質的な吸収量が変わらない計画変更にも関わらず、制度の改正により、プロジェクト実施者に再度審査費用の負担を求めるのは、合理性に欠けると考えます。</p> <p>このため、既登録プロジェクトについては、再妥当性確認を必要としない計画変更の取扱いとすることとし、再妥当性確認に伴う審査費用の負担をプロジェクト実施者に求めない取扱いとすることとし、制度文書に明記するよう要望します。</p>	<p>主伐後に再造林を実施した場合に標準伐期齢等までの吸収量を認証できるルールを活用し、既に24件のプロジェクトが登録済みとなっています。一方、第36回運営委員会資料にも記載のとおり、認定機関である公益財団法人日本適合性認定協会より、当該ルールの下では審査機関による検証を行うことができない旨の申し入れがあり、既に検証プロセスが事実上、進まなくなっている現状を踏まえると、今後、登録済みのプロジェクトが現行のプロジェクト計画書にしたがって検証申請を行うことができなくなります。このため、既登録案件への追加的な措置を規定する必要があった事情について御理解願います。</p> <p>また、再妥当性確認申請は検証申請と同時に進行することができるため、これにより一定程度のコスト削減が図られるものと考えております。</p>
12	F0-001 森林経営活動	<p>F0-001について 天然更新を選択した際のモニタリング方法等について触れられておらず、主伐後に再造林を選択した際の手続きのみが煩雑になったように受け取れる。 国が再造林を推進しており、また、再造林に取り組む意欲的な山林経営者をクレジット創出者として多く取り込みたいのであれば、再造林することにメリットを見出せるような書き方、見せ方を必要があるように思う。 メリットを感じられず、そもそも登録をしない経営者が増えてしまうことはもったいないように感じる。 また、始まったばかりの制度でここまで大きな方向転換をされると、それまでにかけての事務手続きの時間等が無駄になる可能性がある。クレジット創出に対して意欲的になった経営者が離れてしまえば意味がない。再造林について認定する事務局へのお願いになるが、変更後の申請様式にはこれまでの様式との互換性を持つものであることを強く希望する。</p>	<p>森林吸収量の算定に当たっては、主伐による森林蓄積の減少は排出量として計上する必要があり、従前、このことがJ-クレジット制度への参加意欲を削ぐ要因となっていました。このような中、主伐後に（天然更新ではなく）再造林を実施した場合には、標準伐期齢等までの吸収量を認証できるルールを導入したところです。これにより、主伐による排出量の相当部分を実質的に控除できるため、主伐後に再造林を選択するメリットを与える仕組みになりました。本改定案は、主伐後に再造林を計画する場合に限って、プロジェクト登録区域から除外できるようにするものであり、主伐による排出量から再造林による標準伐期齢等までの吸収量等を控除した「実質的な排出量」については、プロジェクト実施者がクレジットを取得した後に補填を求める仕組みです。主伐による排出量の控除は再造林を実施した場合に適用されるものであり、天然更新を行う場合には適用されないことから、再造林を促す仕組みとしての政策上の意図は従前と変わっておりません。</p> <p>また、このような再造林を促す制度の目的については、様々な媒体を通じて分かりやすく皆様に伝えるよう努めてまいります。</p> <p>さらに、主伐後に再造林を行う林分をプロジェクト登録区域から除外する場合、追加の手続が必要となりますが、申請様式の変更が事業者にとって過度な負担とならないよう留意します。</p>

J-クレジット制度文書の改定案に対する意見の募集についてのパブリックコメント募集結果

令和6年12月

番号	該当箇所	意見内容	回答
13	F0-001 森林経営活動	<ul style="list-style-type: none">・まだ制度が始まって間もなく、吸収源とされるプロジェクトの件数も少ないと聞く。あまりに早すぎる制度変更であり、到底容認できない。・再造林後の成長量をカウントできないことは相当な排出量の減少が想像される。 また、最もコストのかかる再造林後に時期に収益を見込めることがメリットだと思う。 <ul style="list-style-type: none">・私は、現在登録を目指し、最後のモニタリングの審査を受けたところであるが、ただでさえ申請書の改変などもあり複雑な処理であったのに改変後益々事務の煩雑になる。複雑にして、コンサル挟まない申請できないようにすることが狙いなのではないか。・そもそも、日本の山は主伐・再造林期を迎えており、普段から林野庁の言う「伐って、使って、植えて、育てる」という話との整合はどう考えますか？一見すると、再造林せずに放置し、天然更新したほうが有利なようにも読めてしまう。・伐採後、木材として活用され、炭素固定に貢献した分の算出が無視されている。・前借という理論ではなく、炭素固定期間を算入するという話で整理するべきだ。・諸々上げたが、今回の改変には賛同できない。というか断固として反対し、このような考えをいままら上げてきたことに強く抗議する。	<p>改正案においても、再造林を行う場合、主伐による排出量の控除が適用されますが、天然更新を行う場合には適用されないことから、再造林を促す仕組みとしての政策上の意図は従前と変わっておりません。また、伐採木材による炭素固定量についても引き続き考慮することが可能です。なお、申請様式の変更等が事業者にとって過度な負担とならないよう留意します。</p>